

韓国知的財産ニュース 2017 年 11 月後期

(No. 355)

発行年月日：2017 年 12 月 5 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、11 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、「2017 発明教育カンファレンス」を開催
- 2-2 中韓特許庁長会談が開催
- 2-3 特許庁、「2017 生活発明코리아」を主催
- 2-4 特許庁、「現場に必要な IP-R&D 戦略」を発刊
- 2-5 特許庁、「電子出願政策諮問団」を発足
- 2-6 「2017 第 2 回部処間の公共技術移転ロードショー」が開催
- 2-7 特許庁、「2017 キャンパス特許戦略ユニバーシアード」の授賞式を行う
- 2-8 特許庁、「2017 年 FTA の知的財産権分野に関する総合説明会」を開催
- 2-9 特許庁、「PCT 制度に関する説明会」を開催
- 2-10 特許庁、「IP-R&D 優秀な機関および特許分析の方法論コンテスト授賞式」を開催
- 2-11 韓 - ASEAN、知財権分野における協力も拡大
- 2-12 特許庁、「2017 年仁川知的財産フェスティバル」を開催
- 2-13 特許庁、ウガンダと知的財産分野で協力を強化
- 2-14 特許庁、「2017 特許検索戦略カンファレンス」を開催
- 2-15 特許庁、出願・登録・国際出願に関する統合説明会を開催
- 2-16 特許審判院、審判官の倫理綱領を制定、施行
- 2-17 特許庁、「2017 知的財産 (IP) 活用戦略カンファレンス」を開催
- 2-18 特許庁、「2017 全羅南道知的財産フェスティバル」を開催
- 2-19 特許庁、「2017 大韓民国知識財産大展」を開催

- 2-20 海外での特許審査情報をワンクリックで確認
- 2-21 特許庁、「PCT 国際機関指定 20 周年記念行事」を開催
- 2-22 特許庁、「知的財産未来戦略委員会第 2 回フォーラム」を開催
- 2-23 特許庁、初心者向け KIPRIS 検索サービスの実施

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 特許庁、WIPO と共同で国際商標出願カンファレンスを開催
- 4-2 農産物に関する商標出願件数が急増
- 4-3 特許庁、「2017 D2B デザインフェア授賞式」を開催

その他一般

※今号はありません。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 特許庁、「2017 発明教育カンファレンス」を開催

韓国特許庁 (2017. 11. 16)

韓国特許庁は 11 月 17 日 (金曜) から 18 日 (土曜) まで大田のリベラホテルで「2017 発明教育カンファレンス」を開催する。

今年で 6 回目を迎えるカンファレンスのテーマは「第 4 次産業革命時代における発明教育」であり、第 4 次産業革命時代に見合った優秀な発明教育モデルおよび発明教育プログラムを発掘・拡大し、発明教育の裾野を広げることを目指す。

カンファレンスでは二日間に渡って 4 つのセッションが行われる。全国 17 の市・道教育庁発明教育担当奨学官・奨学士、発明教育センターの教師、発明英才クラスと特性化高校の教師など、約 200 人が参加する予定である。

また、「2017 大韓民国発明教育大賞」と「全国教員発明教育研究大会」の授賞式も行われる。

「2017 大韓民国発明教育大賞」は発明コンテストで現在まで 50 点以上の作品で受賞し、発明教育および発明文化の拡大に貢献したと認められた、忠南機械工業高校の教師が受賞することになった。

「全国教員発明教育研究大会」は「発明教育の活性化を通じ、発明人材を育成する」という研究テーマで発明教育研究の土台を築いたことが認められた、サンアム小学校の教師が教育部長官賞を受賞することになった。

続いて第 4 次産業革命時代における発明教育の方向を考える基調講演では「発明教育で第 4 次産業革命時代をリードせよ！」と「第 4 次産業革命時代における教育の未来と創造性教育の重要性」をテーマに特別講義が行われる。

第 1・2 セッションでは「2017 大韓民国発明教育大賞」の受賞者と、中高生時代から発明教育に力を入れたことで、ビジョンを立て、進路を開拓した大学生が発明教育に関する事例発表を行う。

二日目に開かれる第 3 セッションでは 17 の市・道教育庁の発明教育担当奨学官（士）と特許庁が、創意的発明人材の育成策について話し合う「奨学官（士）懇談会および全国発明人材育成協議会・懇談会」も開催される。

特許庁の次長は「第 4 次産業革命を迎え、想像力と創造性に基づく創造発明教育の重要性が増している」とし「このカンファレンスが教育現場で創造発明教育のために取り組んでいる多くの先生に役立つことを期待している」と述べた。

2-2 中韓特許庁長会談が開催

韓国特許庁(2017. 11. 20)

11 月 17 日、中国の杭州で「中韓特許庁長会談」が開かれた。韓国特許庁長と中国国家知識産権局長は特許、デザイン分野で両国が協力した成果が国際的な成功例につながるよう、協力レベルを上げていくことで合意した。

特に、今回の会談では両国に出願された同一の発明を中韓審査官が一緒に審査する「特許共同審査 (CSP) 事業」に関する覚書 (MOU) が交わされた。中国が最初に CSP 事業に参加するために韓国と連携する意義は大きい。また、両国の関係省庁間で交わした最初の覚書である。

*2017 年 11 月時点、世界で米韓、日米間の 2 つの CSP が運営されている。

両特許庁はデザイン優先権書類の提出における電子的交換を迅速に推進していくことでも合意した。これで韓国出願人が中国にデザインを出願 (*) する時やその逆の場合、提出しなければならない優先権書類を両特許庁が電子的に交換することで、書類の提出に伴うコストや負担が激減されることが期待される。これまで国家間でデザイン優先権書類を電子的に交換したことはない。

*韓国で中国に出願したデザイン件数：2,135 件 (2016 年)

中韓特許庁は中国が進めているデザイン審査能力の強化、デザイン分類体系の開発などに韓国が積極的に協力するなど、デザイン分野でも協力を強めることで一致した。

これまで特許庁は CSP、デザイン優先権書類の電子的交換など、中国が進める対外協力事業に協力するために中国と実務的協議を続けてきたが、内外部の要因により遅々として進まなかった。ところが最近、中韓関係が友好になる中で進展を見せ、知的財産権分野における中韓の協力強化につながったとみられる。

韓国特許庁長は「中国は世界最大の市場であり、知的財産権の出願件数が世界最多ということを見ると、今回の会談で合意された両国間の知的財産権獲得手続きの簡素化などは、中国に進出する韓国人や企業に便益を与えるだろう」と評価し、

「知的財産権の国際舞台で存在感を高める中韓が協力を強めることは、知的財産権分野の国際的議論やルール作りを先導していく上で役立つだろう」と訴えた。

2-3 特許庁、「2017 生活発明コリア」を主催

韓国特許庁 (2017. 11. 20)

韓国特許庁が主催し、韓国の女性発明協会が主催する「2017 生活発明コリア」に出品された女性のアイデア発明品が 11 月 21 日から生活発明コリアのホームページ (www.womanidea.net) で公開される。12 月 4 日までネットユーザーを対象に投票が実施され、12 月 6 日 (水曜) 午後 2 時からソウル三成洞の COEX で公開審査と授賞式が行われる。

今年で4回目を迎える生活発明コリアは生活の中で生まれた女性の創造的な発明アイデアを製品化につなげる機会を提供し、知的財産権を通じた権利化および事業化までを支援する事業である。

2月1日から4月10日までホームページとモバイルでアイデアを受け付け、オンライン書類審査、先行技術調査、面接審査を行い、40対1の倍率をくぐった35点の最終支援対象作が選ばれた。

受付日を基準に、知的財産権として出願されたことのないアイデアを応募する〈部門1〉と、特許・実用新案などに出願（登録移転）されたが、製品化されたことのないアイデアを応募する〈部門2〉に分け、専門家のコンサルティングと試作品の製作などを支援する。

12月4日までのネットユーザーの投票、12月6日の現場での公開審査点数を合算し、最高の大統領賞を受賞する〈部門1〉では、野外活動をあまりしないペットのための照明機器、母親と子供が横になって一緒に使う書見台、焼き魚の匂いを消す海藻類成分が入っている調理機器など、日常生活が楽になる22点の斬新なアイデア製品を披露する。

〈部門2〉ではキャンプ場で使える有用なキャリア兼テーブル、シートマスクに残っているエッセンスをきちんと集めてくれる包装袋など、商品性や技術力を認められた13点のアイデア製品が授賞式で展示される。

12月6日（水曜）にはソウルのCOEXカンファレンスルームで生活発明コリアの最終審査と授賞式が行われる。公開オーディション形式で行われる最終審査では、選定者が観客と専門審査委員に自分のアイデア製品を紹介・説明し、評価を受ける。

特許庁と韓国女性発明協会は、事前に行われるネットユーザーの投票と最終審査の点数を合算して最高点数をとった選定者に大統領賞をはじめ、賞金1千万ウォンを贈呈する。また、順位に応じて国会議長賞、国務総理賞、科学技術情報通信部、産業通商資源部、保健福祉部、女性家族部の長官賞と特許庁長賞などが授与される。

関心のある人なら誰でも公開審査および授賞式に参加できる。また、生活発明コリアのホームページで事前に申し込み、会場に来れば、抽選で記念品と景品も受けることができる。

2-4 特許庁、「現場に必要な IP-R&D 戦略」を発刊

韓国特許庁(2017. 11. 20)

韓国特許庁と特許戦略開発院は、研究開発における「現場に必要な IP-R&D 戦略」という事例集（以下、事例集）を発刊すると発表した。

両機関は特許 (IP) 情報を活用する研究開発 (IP-R&D) 戦略を中小企業や大学・公共 (研) などに提供してきた。特許について、これまでは R&D の成果物と考えてきたが、R&D の過程でも活用できるというパラダイムシフトが起こり、一定の成果を収めた。特許ビッグデータ (特許情報) には技術的問題に対するさまざまな解決策があり、技術変化の方向も容易に把握できる有用なデータであるためだ。

このように蓄積した IP-R&D の方法論を分かりやすく説明し、優秀な支援例を厳選して本にまとめた。

この事例集では 2008 年から 2016 年までの IP-R&D 支援を総論と優秀な事例に分けてまとめた。

「総論」では支援事業の R&D の段階に応じ、中小企業は新事業、新製品など成長戦略に基づき、大学・公共 (研) は R&D 方向、IP 創出などの IP 戦略に基づき、IP-R&D の方法論を類型化し、「優秀な事例 30 選」では支援例をもとに、特許情報を活用した問題解決過程など、実質的な解決策を示した優秀な事例からなる。

これまでの支援の結果 (11~15 年、企業向け支援)、IP-R&D を活用した R&D 課題は他の R&D 課題に比べ、優秀な特許の割合 (*) が倍増し、R&D コスト削減が削減されるなど、経済的効果も収めた。

*特許分析評価システム (SMART3) の 9 等級評価結果のうち、上位 3 等級の割合

しかし、限られた予算などにより、より多くの企業や研究機関を支援することはできなかった。特に、IP-R&D 戦略を最も必要とする中小企業に対しては、今年まで 1,300 社以上を支援してきたが、これは 2015 年時点で研究開発活動を行っている企業の 2.9%に過ぎない。

*特許分析評価システム (SMART3) の 9 等級評価結果のうち、上位 3 等級の割合

これを受け、R&Dを行う企業などが自ら IP-R&D の方法論を習得し、研究開発の現場に適用できるよう、この事例集を発刊することになった。

本に盛り込まれた 10 年間、蓄積された IP-R&D ノウハウを活用して R&D のパラダイムシフトを起こせば、特許の観点から非常に良い研究開発の結果を引き出し、研究開発の効率性を高めることができるとみられる。

この事例集は IP-R&D 支援事業への参加企業や協力機関などに配布され、韓国特許庁と特許戦略開発院のホームページ（*）では電子ファイルを提供し、IP-R&D の方法論の普及に努める予定である。

*ホームページ：韓国特許庁 (www.kipo.go.kr)、特許戦略開発院 (www.kista.re.kr)

特許庁産業財産創出戦略チームのチーム長は「IP-R&D の支援を受けていない企業にも IP-R&D の方法論を伝播し、企業自らが IP-R&D を活用できるよう、政策的支援を続けていきたい」とし「IP-R&D の方法論を開発し続けると同時に高度化させ、IP-R&D の裾野を広げるために取り組んでいきたい」と明らかにした。

2-5 特許庁、「電子出願政策諮問団」を発足

韓国特許庁(2017. 11. 20)

韓国特許庁は 11 月 21 日（火曜）、特許庁ソウル事務所で電子出願サービスにおける中長期的な発展方向を模索するために、各界の専門家からなる「電子出願政策諮問団」を発足させる。

「電子出願政策諮問団」は発明家、弁理士など、よく電子出願サービスを利用するユーザーと IT 専門家からなる。IT 専門家には最新の IT 技術を適用する際における留意点、特許に関わる IT サービスとの連携などに対して助言を求める。

これまで特許庁では特許顧客懇談会、苦情相談センター懇談会など、さまざまなチャンネルを通じて顧客のニーズを集約し、電子出願サービスを改善してきた。しかし、AI、ビッグデータなど、第 4 次産業革命の中核技術を適用して電子出願サービスを新たに改編するために「電子出願政策諮問団」を発足させることにした。

21 日に開催される「第 1 回電子出願政策諮問会議」では今年の研究用役事業として行われている「知能型情報化時代に備えた電子出願制度の発展方策研究」に対する中間点検

と、特許庁が独自に開発している「明細書の自動変換システム」に対する議論が行われる予定である。

「電子出願政策諮問会議」は年2回、開催される見通しである。委嘱された諮問委員は今後、2年間活動し、電子出願サービスの改善に力を入れる。

特許庁情報顧客支援局の局長は「電子出願サービスにおける中長期的な目標の設定および改善課題の発掘に当たって実際のユーザーをはじめ、各界の専門家の意見を積極的に反映し、顧客が身近に感じられるような電子出願サービスを提供したい」と述べた。

2-6 「2017 第2回部処間の公共技術移転ロードショー」が開催

韓国特許庁(2017. 11. 21)

科学技術情報通信部、産業通商資源部、国土交通省、海洋水産部、中小ベンチャー企業部、特許庁は11月23日(木曜)、「2017年第2回部処間の公共技術移転ロードショー」(以下、ロードショー)を世宗大学コンベンションセンターで開催する。

今回のロードショーは、優秀な公共技術を中小・中堅企業に移転することで中小・中堅企業の技術革新を誘導し、新たなビジネスを切り拓くために行われる。特に、今回のロードショーには海洋水産部が新たに参加し、革新成長に向けた政府レベルの協力を拡大した。

*協業部処(参加年度): 中企部、特許庁(13年)、科学技術情報通信部(15年)、産業部(16年上期)、国土部(16年下期)、海洋水産部(17年下期)

また、科学技術情報通信部は基礎・源泉技術だけでなく、第4次産業革命の基盤技術であるICT技術まで拡大し、優秀な公共技術を発掘した。その結果、今回のロードショーでは60の大学と32の公共研究機関が保有する約1,000件の優秀な公共技術が発掘された。

ロードショーの第1部では公共技術の移転を受けて事業化につなげようとする中小・中堅企業と大学・公共(研)間の技術移転調印式(*)および第4次産業革命時代における企業の成功戦略や投資の方向に対する基調講演が行われる。

*KIST-カテクエイチ(契約技術料15億ウォン)、韓国建設技術研究院-シンウテックパーク(2億ウォン)、延世大学-ルロギン(1億ウォン)、国民大学-セジュン情報技術(0.6

億円)、KIOST-オーシャン・パートナーズ (0.3 億円)、KRISO-オーシャンスペース (0.2 億円) など、計 6 件 (19.1 億円)

特に、韓国科学技術研究院はカテクエイチに炭素繊維複合素材のリサイクル技術 (*) を 15 億ウォンに移転し、公共技術の高付加価値を立証する予定である。

*航空宇宙、自動車、船舶、スポーツ用品など、産業全般にわたって多様に活用される高価な炭素繊維複合素材を、水を利用して回収する技術

第 2 部では大学・公共 (研) と中小・中堅企業間の技術移転相談会 (*)、公共技術事業化の資金を調達するための投資誘致説明会などが行われる。

*50 以上の企業が技術移転について相談する予定

また、優秀な公共技術の試作品を展示 (*) し、企業が技術を直接確認して興味のある技術について相談できるようにする。

*建国大学 (1 個)、光云大学 (1 個)、国民大学 (1 個)、慶尚大学 (2 個)、桂園芸大 (1 個)、科学技術院 (2 個)、大邱大学 (4 個)、三育大学 (2 個)、世宗大学 (1 個)、建設技術研究院 (1 個)、電子部品研究院 (1 個) など、計 17 の展示

今回のイベントでは、ロードショーを通じてマッチングされた公共技術の事業化を支援するための部処別の商用化 R&D プログラムを紹介し、今後、地域戦略産業などと連携してこのプログラムを拡大していく予定である。

韓国政府はロードショーを中小・中堅企業の売上高増、雇用創出のためのプラットフォームとして拡大し続ける計画である。

政府関係者は「第 4 次産業革命時代には優秀な技術を確認し、グローバル競争力を備えることが重要である」とし「優秀な公共技術が韓国の中小・中堅企業の革新成長をリードし、質の高い雇用を創出するように、関係部署や関連機関との協力をさらに強化していく」と強調した。

2-7 特許庁、「2017 キャンパス特許戦略ユニバーシアード」の授賞式を行う

韓国特許庁(2017. 11. 21)

大学の特許人材を発掘するプロジェクトである「2017 キャンパス特許戦略ユニバーシアード」の最高賞である産業通商資源部長官賞にチェ・ジェウオンさん(忠北大)が選ばれた。

「キャンパス特許戦略ユニバーシアード」は特許庁が主催し、韓国発明振興会と韓国工学翰林院が共同主管する。大学の創造的なアイデアを産業界に供給するために、企業は問題出題と審査を行い、大学(院)生は指導教授と一緒に未来の特許獲得戦略を提示する産学協力人材養成プログラムである。

「2017 キャンパス特許戦略ユニバーシアード」にはサムスン電子、LG ディ스플레이、ポスコなど41の企業がスポンサーとして参加し、計154の大学、3,608組(3,958人)が参加した。そのうち、29の大学、148組(219人)を最終受賞者に決めた。

特に、最近3年間における受賞者の就業の現状を調査した結果、就業率は83.7%と教育部の基準就業率である67.5%を上回った。また、この大会での受賞が就職に役立ったのかについては72.7%がそうだと回答した。そのうち、大会のスポンサー企業に就職した場合が53.8%と、この大会の受賞者はスポンサー企業に就職する確率が高いことが明らかになった。

審査委員として参加した企業関係者は、「中核特許に対する分析手法が優秀であり、知的財産確保戦略が具体的である上、成果物がその分野の特許専門家も参考する程度に優れている(L企業)、毎年、特許に対する参加者の理解が深まり、答案も実現する可能性が高いため、産業現場ですぐに活用できるだろう(S企業)」と肯定的に評価した。

「3Dプリンティング素材」問題で産業通商資源部長官賞を受賞したチェ・ジェウオン学生は「特許の検索過程から中核特許に対する対応および回避戦略策定まで多くの試行錯誤を重ね、大変だったが、最高賞を受賞することになって非常に嬉しい」とし「これを踏み台として特許に強い上に優れた理工系の人材になれるように努力する」と受賞の感想を述べた。

2008年に始まり、今年で10回目を迎える「キャンパス特許戦略ユニバーシアード」は、これまで計200以上の大学、33,321組(学生数42,385人)が参加して2,322人の受賞

者を輩出した。また、サムスン電子など 77 の企業や機関が参加し、28 億ウォンの賞金を後援し、スポンサー企業に 131 人が就職する成果を上げた。

10 周年を記念し、韓国特許庁長は過去 10 年間、この大会に継続的に後援を行い、功績をあげた 13 のスポンサー（サムスン電子、LG ディ스플레이、ポスコ、海洋プラント協会、ロッテケミカル、LG 化学、ハイニックス、現代製鉄、LG シルトロン、LG 電子、現代自動車、斗山インフラコア、韓国科学技術（研））を選び、感謝牌を授与し、大会の主管機関である韓国工学翰林院の会長は大会の発足と発展に寄与した元特許庁長に功労牌を授与する。

特許庁長は「キャンパス特許戦略ユニバーシアードは産・学・研が協力して知的財産の創出や活用能力を向上させる未来志向的な知的財産人材発掘の場として第 4 次産業革命時代の一軸となっている」とし「特許庁も受賞した学生が知識財産人材として成長できるよう積極的に支援する」と明らかにした。

「2017 キャンパス特許戦略ユニバーシアード」の授賞式は 11 月 21 日午後 5 時、朝鮮ホテルで開催される予定である。

2-8 特許庁、「2017 年 FTA の知的財産権分野に関する総合説明会」を開催

韓国特許庁(2017. 11. 21)

韓国特許庁は 11 月 28 日（火曜）午後 2 時から韓国知識財産センター（ソウル駅三洞）の大会議室（19 回）で海外進出企業、専門家および一般人などを対象にし「2017 年 FTA の知的財産権分野に関する総合説明会」を開催する。

今回の説明会は、米国、中国、EU など韓国が FTA を結んだ締約国が 52 カ国に達するほど拡大し、海外に進出しているか、今後、進出を視野に入れる韓国企業の FTA の知的財産権分野に関する理解を深めるために行われる。

説明会では、米国、EU などの主要国や最近、韓国企業の進出が進んでいる中国、ベトナムなどとの FTA の主な内容について説明が行われる。特に、海外の地理的表示保護と韓国の有名な商標の無断先取りに対する対応策について紹介する。また、名古屋議定書の実施に伴う、生物遺伝資源の国際的議論の現状および海外における知的財産権紛争に対する支援策についても説明が行われる。

特許庁多国間機構チームのチーム長は「今回の説明会を通じ、FTA の知的財産権に関する内容について理解が深まり、海外における知的財産権の侵害による被害の予防および効率的な知的財産権の活用に関与することを期待している」と述べた。

「2017 年 FTA の知的財産権分野に関する総合説明会」には個人や企業、専門家など、関心のある人なら誰でも無料で参加できる。事前登録は、所属、担当業務、連絡先を記入して wshuh1977@korea.kr に申請すれば良い。現場でも登録できる。

2-9 特許庁、「PCT 制度に関する説明会」を開催

韓国特許庁(2017. 11. 21)

海外市場を開拓しようとする輸出型企業には外国での特許権確保が欠かせない。韓国特許庁は韓国企業の海外特許権確保を支援するために世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization、WIPO) と共同で 2017 年 11 月 24 日 (金曜)、ソウル三正ホテルのゼラニウムホールで PCT 制度に関する説明会を開催する。

*PCT (Patent Cooperation Treaty、特許協力条約) は、韓国が 1984 年に加盟した条約で 1 回の PCT 特許出願で海外 152 カ国に出願する効果がある簡素かつ便利な国際出願制度である。

今回の説明会では出願書をインターネットで簡単に作成する WIPO ePCT システムを紹介する。ePCT はソフトウェアをインストールし、電子署名用の証明書を発行する必要があった従来の出願の作成方法の不便さを解消したもので、インターネットにアクセスするだけで誰でも簡単に電子出願することができる。

今回の説明会は 6 月に続き二番目に開かれるもので、前回の説明会のオンライン参加申込はわずか 15 分で終了となった。説明会のプログラムは、PCT の最近動向の紹介、国際出願申請、特許庁を通じた国際出願受理手続き、特許庁の ePCT システム紹介、WIPO の ePCT システム紹介からなる。

特許庁特許審査制度課の課長は「今回の説明会を通じ、新規導入された ePCT 電子出願システムを積極的に活用すれば、海外出願制度に慣れていない韓国の中小・中堅企業が海外で特許を簡単に確保することができるだろう」と述べた。

2-10 特許庁、「IP-R&D 優秀な機関および特許分析の方法論コンテスト授賞式」を開催

韓国特許庁(2017. 11. 22)

韓国特許庁は、11月24日(金曜)ルメリディアンソウルで「IP-R&D 優秀な機関および特許分析の方法論コンテスト授賞式」を開催すると発表した。

* IP-R&D : 知的財産 (IP) の連携研究開発 (R&D)

2014年に始まり、今年4回目を迎える今回のイベントは、研究開発時に特許ビッグデータを活用してR&D革新に貢献した人に授賞し、優秀な事例を共有することでIP-R&Dの拡大を図るために行われる。授賞式にはR&D関連産・学・研関係者、特許分析専門家など、約200人が参加する予定である。

今回のコンテストは公募で募集した53件を対象にし、1次評価を経て9の「IP-R&D 優秀機関」、11の「特許分析方法論コンテスト」を選定し、2次評価で最終決定した。

まず、「IP-R&D 優秀機関」の場合、特許庁のIP-R&D支援事業に参加した企業、大学、公共研の中でIP創出、新製品の開発などの分野で卓越した成果を上げた機関を受賞者に選定した。

最優秀賞(産業通商資源部長官賞)はアモーレパシフィック、龍山、ポイントエンジニアリングが、優秀賞(特許庁長賞)は檀国大学天安キャンパスの産学協力団、コアビス、韓国エネルギー技術研究院が、奨励賞(韓国特許戦略開発院長賞)は、国民大学の産学協力団、B&R、ITLが受賞することになった。

アモーレパシフィックの場合、IP-R&Dを通じてチップアプリーケーター(*)に関する4つの製品開発を完了し、来年、新製品を発売するという点で、龍山は従来の自動車のドアトリムレザー包む技術の欠点を乗り越える新技术が適用された製品を開発し、今後、年間700億ウォンの売上高が見込まれているという点で、ポイントエンジニアリングもガス感知センサーなどの新技术の開発で約130の雇用創出を行ったことで高い点数を取った。

*チップアプリーケーター(Tip Applicator) : 肌の狭い領域に化粧料を塗布するためのメイク道具の一種

特許分析の方法論コンテストの場合、技術移転および事業化で差別化された戦略を示した JOONSUNG 特許法律事務所、特許と論文を並行して分析し、具体的な方法論を提案して実務的な活用性を高めた、H&P 国際特許法律事務所がそれぞれ最優秀賞（産業通商資源部長官賞）を受ける。

イベント当日には授賞式以外に、アモレパシフィックおよび檀国大学天安キャンパスの産学協力団が特許ビッグデータを活用した R&D 成功例を、JOONSUNG 特許法律事務所は第 4 次産業革命時代における差別化された特許分析戦略の秘訣についてそれぞれ発表する予定である。

また、イベント参加者には「研究開発における現場に必要な IP-R&D 事例集」も無料で配布する予定である。

特許庁産業財産創出戦略チームのチーム長は「特許庁は今後も第 4 次産業革命における重要な分野である IP-R&D への支援を充実し、IP-R&D の方法論の水準も上げていきたい」とし「今後も優秀な企業への褒賞などを通じて IP-R&D の優秀な成果を広く発信し、IP-R&D の拡大に貢献したい」と述べた。

2-1-1 韓 - ASEAN、知財権分野における協力も拡大

韓国特許庁(2017. 11. 23)

来年から韓 - ASEAN の特許庁長会談を定例化し、ASEAN と知的財産権協力に関する覚書を交わすことで合意するなど、ASEAN との知財権分野における協力が主要国レベルで強化される。

韓国特許庁は 11 月 15 日、フィリピンのボラカイで知的財産権分野における韓-ASEAN の高官レベル会談を行った。特許庁の次長が首席代表として出席したこの会談で、韓国特許庁は韓-ASEAN 庁長会談の定例化、協力覚書の締結などを提案した。また、今後の重点協力項目として韓国特許庁の審査結果を ASEAN が活用する方策、ASEAN 諸国のための知的財産権戦略に対するコンサルティングの提供、ASEAN 中小企業向け知的財産権活用能力の向上に関する教育などを示した。

双方は ASEAN 加盟国の内部承認手続きが終わり次第、ASEAN + 1 の形の協力体制を発足させる覚書に署名することで合意した。双方が合意した日程の通り協議が進めば、2018 年第 1 四半期に覚書への署名済みとなる見通しだ。

他にも特許庁は今回の ASEAN + 1 高官レベル会談に出席したことを契機にフィリピン、ベトナム、ブルネイとも高官レベル会談を行い、ASEAN 加盟国との二国間協力も行った。特に、フィリピンとは知的財産の全分野における協力拡大を約束する「包括的知的財産権協力に関する覚書」を交わした。

特許庁の次長は「韓-ASEAN における知的財産権の協力が今後、本格化すれば、この地域における知的財産権関連のインフラ改善とともに、ASEAN に進出している韓国企業の知的財産権保護が強化される、共生協力ができるだろう」とし「知的財産権分野での協力が韓-ASEAN における未来共同体構想の実現に貢献できるように取り組んでいきたい」と述べた。

2-12 特許庁、「2017 年仁川知的財産フェスティバル」を開催

韓国特許庁(2017. 11. 23)

韓国特許庁は、仁川地域の知的財産の創出・活用・保護の好循環システムづくりおよび知的財産に親しむ雰囲気づくりのために、仁川松島セントラルパークで 11 月 24 日（金曜）15 時から「2017 年仁川知的財産フェスティバル」を開催する。

このイベントは、特許庁と仁川広域市が共同主催し、韓国発明振興会と仁川知識財産センターが主管する。仁川地域にある企業のグローバル市場における競争力を確保のために、知的財産の活用や保護戦略、知的財産経営の優秀な事例を発信する。

中国の大型マートに入店する過程で起きた商標の無断先取りによる契約解除、ディスプレイ機器メーカーが中国へ進出する時に経験した、競合社との知的財産権をめぐる紛争事例など、中国での知的財産権関連の被害事例や仁川知識財産センターを通じて特許、ブランド、デザイン支援を受けた優秀な IP 企業の製品を展示する。

また、3D プリンティング、VR 体験など多彩な体験イベントも用意しており、「仁川地域における知的財産を発展させるためのスローガン公募」イベントを通じて地元住民が参加する知的財産のフェスティバルを開く。

さらに、知的財産保護戦略セミナーでは中国関連経歴 15 年を持つ中国専門の弁理士（特許法人 C&S）が、企業が中国での模倣品に対応し、知的財産の被害を予防するための知的財産権確保戦略について講演を行う。

続いて 2017 年に仁川商工会議所が知的財産経営者に選んだ世宗パマテクの代表が、地域における中小企業の知的財産経営の優秀な事例を発掘することで IP 経営の成功モデルの拡大および知的財産経営導入の活性化に向け、「グローバル市場拡大のための国家別知的財産戦略策定と知的財産経営を通じた成果導出方法」を発表する。加えて仁川知識財産センターで 2017 年の成果報告会および今後の企業支援の方向についても発表する。

これと同時に仁川地域の企業を対象にし、知的財産・技術・起業・輸出を支援する 6 の関連機関（韓国発明振興会、仁川創造経済革新センター、仁荷大学、仁川大学、仁川経済産業情報テクノパーク、韓国知識財産保護院）がそれぞれ相談ブースを運営する。

特許庁の次長は「韓国における最大の輸出市場である中国と最も近い仁川で輸出企業の知的財産保護策や活用策を論じるのは非常に意義深い」とし「今後も特許庁は知的財産の創出・活用・保護の好循環システムづくりのために仁川広域市をはじめ、全国の自治体と共に取り組んでいきたい」と述べた。

2-13 特許庁、ウガンダと知的財産分野で協力を強化

韓国特許庁(2017.11.23)

韓国特許庁は 11 月 22 日（水曜、現地時間）、ウガンダの首都カンパラ（Kampala）に位置するマケレレ（Makerere）大学で農業適正技術研究センターを開所した。農業適正技術研究センターは、特許庁の国際知的財産開放事業の一環として開発された太陽光スマート制御農産物乾燥機を利用し、ウガンダの農業技術を向上させるために設立された。

国際知的財産開放事業は存続期間が切れた特許情報を活用した適正技術を開発し、現地の生活の中の困難を解決することで生活の質を高める途上国支援事業である。特許庁は 2010 年からネパール、フィリピン、ベトナムなど 11 カ国にサトウキビの炭、竹でできた住宅、調理用コンロ、ハーブオイルの抽出機など、適正技術を開発・普及してきた。

ウガンダは人口の伸び率が世界最高水準であるが、農産物を乾燥させる技術のレベルが低いため、深刻な食糧問題を抱えていた。これを受け、特許庁は適正技術で開発した農産物乾燥機と太陽光を利用したスマートコントローラを普及することで農産物の保存期間を延ばし、食糧問題の解決に貢献するとみられる。

研究センターの開所式には韓国側から駐ウガンダ韓国大使、特許庁の多国間機構チーム長、韓国発明振興会の経営企画部長などが出席した。ウガンダ側からはマケレレ大学の常勤副総長、登録庁の知的財産局長、農林部の農業発展局長など、約 50 人が出席した。

ウガンダの二大メディアであるデイリーモニター (Daily Monitor) とニュービジョン (New Vision) をはじめとする、多くの地元メディアがこの日の行事取材した。

マケレレ大学の副総長は「韓国特許庁と共同で開所した農業適正技術研究センターは、ウガンダの農家所得の増大をもたらすだけでなく、ウガンダの知的財産権の重要性に対する認識を高めると確信している」と述べた。

特許庁多国間機構チームのチーム長はこの日、祝辞で「特許庁の国際知的財産開放事業を通じた適正技術開発モデルは、多くの途上国に発展できるという希望を見せ、今後も発展の経験と成果を複数の途上国と共有していく」と強調した。

2-14 特許庁、「2017 特許検索戦略カンファレンス」を開催

韓国特許庁 (2017. 11. 26)

韓国特許庁は特許検索に関心がある一般人および IP 業界の従事者を対象にし「2017 特許検索戦略カンファレンス」を 11 月 28 日 (火曜) 午後 1 時にソウルアモリス駅三で開催する。

今回のカンファレンスでは最高の専門家である特許庁の審査官が技術分野別に効率的な特許文献検索技法や検索ノウハウを紹介し、特許庁の先行技術調査事業と関連する主な施策に対して説明する予定である。

第 1 セッションでは 3 つの技術分野に分け、機械分野では FI/F-term DB を利用する機械装置検索戦略を紹介し、化学分野では STN DB による化学構造式検索戦略、ICT 分野では標準文書 DB を活用する検索戦略などが発表される。

第 2 セッションでは特許庁が進めている「先行技術調査専門機関登録制」の進行経過および「先行技術調査結果審査前提供」制度に対する紹介と質疑応答が行われる。

また、特許検索サービス市場を活性化させるために国内外の 7 の企業が参加する広報ブースを設け、さまざまな特許検索 DB と検索エンジンを紹介する予定である。

特許庁関係者は「第 4 次産業革命時代を迎え、特許技術文献が急増 (*) しており、適切な特許技術を検索するためには効率的な特許検索戦略策定が必要だ」とし「今回のカンファレンスを通じ、多様な特許検索ノウハウを共有できることを期待している」と述べた。

* (検索対象文献の急増)2015年の一年間、全世界における特許出願件数は290万件となり、過去10年間(05~15)で年平均5.5ポイントずつ増加してきた。学術検索エンジンであるグーグルスカラーは14年時点で1億6000万件の学術資料を搭載

このカンファレンスに関する情報は韓国知識財産サービス協会のホームページ(<http://www.kaips.or.kr>)で確認でき、お問い合わせは主管機関に電話(02-3789-7011)で連絡すれば良い。

2-15 特許庁、出願・登録・国際出願に関する統合説明会を開催

韓国特許庁(2017.11.26)

韓国特許庁は一般人や企業の特許管理担当者、弁理士業界の従事者などを対象に、知的財産権の簡単な確保を支援するために、11月27日(月曜)午後1時30分、科学技術会館12階SCコンベンション江南センター(ソウル駅三洞)で国内外での出願および登録事項を網羅する統合説明会を開催する。

今回の説明会では個人出願人、企業および弁理士業界の実務者が、変化する国内外の知的財産権をめぐる環境の変化に一早く対応できるよう、出願および登録に関する法制度の変更事項、国際出願書の作成に関する主な欠缺事項などに関する情報を提供する予定である。

説明会の主な内容としては国内特許と商標などの出願に関する方式審査関連の主な変更事項、特許協力条約(PCT)に基づく国際特許出願に関する制度の変更事項および提出書類の主な欠缺事例、マドリッド議定書に基づく商標の国際出願書の作成に関する主な欠缺事例、ハーグ協定に基づくデザインの国際出願制度の変更事項、特許権などの登録令および同施行規則の主な改正事項などがある。また、その分野の専門家の主題発表と質疑応答も行われる。

特に、早急な権利確定のための審査請求期間の短縮など、国内出願制度に関わる変更事項だけでなく、国際条約に基づく特許、商標、デザインの国際出願に関する制度の変更も含まれており、国内外での出願を同時に準備している特許顧客に実質的に役立つと期待される。

また、第三者の職権抹消を要求するための書式を作るなど、顧客フレンドリーな登録制度を実現するために、11月28日から施行される特許権などの登録令および登録令施行規則の新設・改正・廃止される事項についても詳しく説明する。

特許庁情報顧客支援局の局長は「第4次産業革命時代が到来し、国内外を問わず、人工知能などの中核技術に対する権利確保の重要性が増している」と強調し「今後も新しい技術に関するアイデアが国内外で迅速に権利化されるよう出願・登録に関わる規制緩和と制度改善を継続的に進めたい」と明らかにした。

2-16 特許審判院、審判官の倫理綱領を制定、施行

韓国特許庁(2017.11.27)

審判の公正性を確保するために、特許審判院の審判官が審判当事者又は代理人など、事件の関係者と個人的に会うことが厳しく制限される。

韓国特許庁特許審判院はこのような内容を盛り込んだ「特許審判院審判官倫理綱領」を制定・施行すると27日に発表した。

特許審判院は審査官の拒絶決定に対する不服審判、特許・商標権の無効審判などを担当する機関であり、特許審判は職務上、独立した審判官合議体によって処理される。

特許審判は準司法的手続により行われ、事実上裁判の1審に当たるため、裁判に準ずる公正が求められる。しかし、これまで審判官の行動を規律するような統一された指針がなかったため、審判の公正性に対する懸念があった。

審判官倫理綱領は特許審判に対し、より厳しい公正性を求める国民の期待を反映するためのものである。そこで外部の不必要な誤解を避けるために審判官が当事者や代理人など、進行中の事件関係者と決められた場所以外で会うことを制限した。

また、特許庁退職者、特に審判官で退職した弁理士が退職後2年が経過する前に代理する事件については、勤務していた審判部以外の審判部に割り当てられるようにするか、審判官が事件を回避するようにして前官礼遇問題による公平性を疑われるような余地をなくした。

倫理綱領は計9条からなっており、審判官の公正性と清廉性、秘密保持、職務の誠実な遂行などが反映されており、職務の遂行に支障をきたす恐れがある経済的取引行為を禁

じる内容も含まれている。

特許審判院の審判官全員は 27 日に開催された倫理綱領宣布式で今後、審判過程で倫理綱領を忠実に遵守すると宣誓した。

2-17 特許庁、「2017 知的財産 (IP) 活用戦略カンファレンス」を開催

韓国特許庁 (2017. 11. 27)

韓国特許庁は 11 月 28 日 (火曜) 14 時からソウルの COEX で中小・ベンチャー企業、知的財産取引会社、大学・公共研究機関の技術移転・事業化関係者など、約 200 人が参加する中で「2017 知的財産 (IP) 活用戦略カンファレンス」を開催すると発表した。

今回のイベントでは第 4 次産業革命時代に求められる知的財産活用戦略を通じて取引や事業化に成功した事例を共有する。さらに民間と大学・公共研の知的財産・技術取引関係者が悩む需要企業の発掘から実際に取引を成功させるまでのノウハウを提供する。

特に、優秀な中小企業の CEO が知的財産の取引を通じた新事業の発掘、技術革新型 M&A、技術特例上場など、特許技術移転・事業化の成功談を紹介する。また、異種技術分野の特許融合で中小企業が抱える技術的難題を解決した「IP 活用戦略支援」を受けた優秀な製品も展示する。

カンファレンスのテーマは「第 4 次産業革命時代における IP 活用戦略」と「優秀な知的財産取引事例の共有」である。

「第 4 次産業革命時代における IP 活用戦略」の詳細テーマは、スタートアップにおける知的財産取引を通じた成功戦略、IP-PLUG および製品単位の特許ポートフォリオづくりの成果、異種技術分野間の特許融合を通じた新製品開発戦略などであり、現場で質疑応答も行われる。

「優秀な知的財産取引事例の共有」の詳細発表は、中小企業における知的財産の取引を通じた新事業の発掘、技術の内在化および M&A、技術特例上場、優秀な調達認証および売上高の拡大などであり、産業界現場の生の IP ビジネス事例が共有される。

特許庁の次長は「連結と融合を通じて新たな市場が形成される第 4 次産業革命時代には特許技術の戦略的事業化を通じて付加価値を生むことが中小・ベンチャー企業の革新成長と雇用創出における原動力だ」と強調した。

特許庁は個人、中小企業の特許技術取引に必要な相談、需要・供給技術のマッチング、仲介・契約などを専門的に後押しする特許取引専門官を運営している。2015 年からは知的財産の需要、供給者、仲介者、投資家間の IP 活用ネットワーク (IP-PLUG) を発足させ、第 4 次産業革命における中核技術中心の知的財産取引市場の活性化に取り組んでいる。

2-18 特許庁、「2017 全羅南道知的財産フェスティバル」を開催

韓国特許庁(2017. 11. 28)

韓国特許庁は、全羅南道と共に 11 月 29 日 (水曜) ~30 日 (木曜) の二日間、全羅南道の羅州スポーツパークで「IP の創出から IP を通じた産・学協力、優秀な IP 技術企業の育成」まで地域全般における知的財産基盤の成長を図るために「2017 全羅南道知的財産フェスティバル」を開催する。

このイベントは、全南知識財産センターなど 11 の関連機関が共同主管し、IP の創出館や IP 産学協力館、IP 産業育成館である知的財産に関わるテーマ館からなる。VR カードボードづくり、カリグラフィーを通じた自分の模擬商標出願、ロボットサッカーなどを用意し、児童・生徒・学生から道民、企業家まで参加できる知的財産の祝祭の場である。

「IP の創出館」では、29 日 (水曜) の小中学生を対象にする「知的財産ゴールデンベル」を、30 日 (木曜) には大学生・一般人を対象にする「知的財産・一般常識クイズショー」が行われる。また、韓国ストーリーテリング発展フォーラムの代表が「小さなアイデア！世界の大きな変化」をテーマに講義を行う。

他にも全南知識財産センター、特許法律事務所、デザイン専門会社、順天大学創業支援団が「知的財産の事業化の成功例」と「政府の支援内容」を紹介する。

「IP 産・学協力官」では、全南地域の大学・研究院の中核技術説明会を通して優秀な技術の移転を進め、優秀な創業企業による投資誘致説明会が行われる。また、大学や研究機関が共同で活用可能な研究機器 (697 の試験分析および試料前処理装置など) に対する統合説明会も行われる。

「IP 産業育成館」では、全南地域の「知的財産・企業支援担当公務員ワークショップ」と「全南の知的財産経営者クラブ交流会」が行われ、知的財産中心の道内産業の育成について議論する。さらに、知的財産、アイデアの事業化、技術移転、金融、法律、マー

ケティングに関わる全南道内の関連機関の相談ブースを設ける。

特許庁長は、「昔から全羅南道は、李舜臣将軍、羅大用将軍などの優れたアイデアと知略で国を守ってきたところで、第4次産業革命時代には全南道民のアイデアや特許戦略が勝者の条件」とし「今後も全羅南道の知的財産創出の雰囲気拡大と企業の安定した知的財産経営環境を整えるために韓国特許庁は地道な努力を続けていく」と述べた。

2-19 特許庁、「2017 大韓民国知識財産大展」を開催

韓国特許庁(2017.11.29)

韓国特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する「2017 大韓民国知識財産大展」が11月30日から12月3日までの4日間、ソウル三成洞コエックス (COEX Hall A) で開催される。

大韓民国知識財産大展は「大韓民国発明特許大展」、「ソウル国際発明展示会」、「商標・デザイン権展」が共に開催される韓国最大の発明・知的財産権の展示会である。この行事は特許・商標・デザインなど、優秀な知的財産の流通を促進し、知的財産に対する国民の認識を高め、さらに発明の裾野を広げるために行われる。

今回の行事では公募で選ばれた韓国有数の特許技術製品と商標・デザインが展示される。また、30カ国から出品された創造的な発明品、約630点が一堂に結集するため、世界的な最新の発明と商標・デザインの動向や流れを一目で把握できるだろう。

今年で36回目を迎える「大韓民国発明特許大展」では審査を経て選ばれた90点の優秀な発明品が展示され、授賞式は11月30日に行われる。

大統領賞には西江大学産学協力団の「多足走行ロボット」が選ばれた。駆動エネルギーを最小化した足のモジュールを利用して下半身が麻痺した障害者もロボットを着て歩くことができる「ワークオンスーツ」と、災害状況や険しい地形に投入可能な多足ロボット「チーターロイド」をお披露目し、受賞の榮譽に浴した。

国務総理賞は、人の脊椎のカーブに合わせて従来の脊椎治療器に革新を起こした「脊椎矯正器」を開発したハンメドと、車両が衝突した時に、6つに分離されて衝撃を吸収する「衝突衝撃吸収装置」で特許を取得したシンソンコントロールが受賞する。

世界知的所有権機関 (WIPO)、国際発明団体総連盟 (IFIA) が後援する「ソウル国際発明展」は今回 13 回目を迎える。この行事は、国内外の発明家ネットワークづくりと最新技術動向の共有および優秀な発明品の海外への販路開拓のために設けられた国際規模の発明展示会である。今年は 30 カ国 630 点の独創的な発明品が展示される。

同時に今年で 12 回目を迎える「商標・デザイン権展」も開かれる。この行事は商標・デザイン情報拡散を通じて企業の競争力強化に貢献し、産業の発展を図るもので、さまざまな商標・デザインが展示される。特に、来年 2 月に開催される平昌冬季五輪のエンブレム、マスコット、メダルなど、五輪関連のデザイン製品が展示される特別展も運営され、冬季五輪の雰囲気を感じることができる。

2017 大韓民国知識財産大展では受賞作の展示館をはじめ、第 4 次産業革命に関わる最近、話題になっている技術を目にすることができる 2020 知的財産トレンド館、現場の人から知的財産関連の話を知ることができる講演会場、未来の技術創業者のアイデアに対する権利化を後押しする IP ディディムドル (礎)・特別館などが運営され、観客がさまざまな体験できる機会を提供する。

特許庁長は、「第 4 次産業革命の時代を導くのは知的財産であるため、今年の知識財産大展ではロボット、人工知能、モノのインターネットなどの中核的な技術関連の発明品の出品が目立つ」とし「優秀な特許技の事業化を通じて革新的成長や雇用創出に貢献できるように積極的に支援したい」と述べた。

「2017 大韓民国知識財産大展」の入場は無料である。展示品を楽しく観覧できる多彩な行事など、詳細については、知識財産大展のホームページ (www.kinpex.org) で確認するか、韓国発明振興会の知識財産振興室 (02- 3459-2950、2850) にお問い合わせを。

2-20 海外での特許審査情報をワンクリックで確認

韓国特許庁(2017. 11. 30)

これから海外に出願した特許の審査情報を家でより迅速かつ簡単に確認できるようになる。

韓国特許庁は 12 月 1 日から特許審査情報統合照会サービスである OPD (One Portal Dossier) のホームページ (<http://kopd.kipo.go.kr/>) を通じてカナダ、オーストラリア、WIPO (*) の審査情報を追加で提供し、サービスの機能も大幅に改善したと発表した。

*World Intellectual Property Organization : 世界知的所有権機関

OPD は韓国、米国、中国、日本、欧州など主要国に出願された特許の審査状況を一つの画面でリアルタイムで確認し、原文も照会できるサービスである。特許庁は 2015 年 3 月から OPD サービスを提供してきた。

今回の OPD サービスの拡大は、審査情報を照会できる国数の増加、これまでの使用時に感じた不便の解消といったさまざまな機能が追加されたことから注目される。

まず、文書をフィルタリングする機能が追加された。これは、特許手続に関するさまざまな文書から重要文書のみを選んで照会できる機能である。審査文書については種類が多い上、特許庁ごとに文書の名称が異なるため、必要な文書を簡単に照会することが難しいとの指摘があった。今後は、特許に関する専門知識がない一般人も特許の審査内容に関わる意見提出通知書、拒絶決定書などの主要文書を迅速かつ正確に照会できるようになる。

次に、審査文書の原文を一括保存する機能も追加された。従来は特許審査情報をもう一度照会するには OPD のホームページにアクセスし、審査文書を再び検索する必要があった。しかし、これからはユーザーの PC に必要な文書を保存し、いつでも閲覧できるようになる。

最後に、特許審査関連の手続きが進むと、それを直ちに知らせる RSS 通知機能も追加された。RSS とはインターネットのホームページなどに新しい書き込みがあると、それをユーザーに速やかに知らせる技術である。RSS 通知機能を活用すれば、新たな特許審査の手続き状況を確認するために毎回、OPD のホームページにアクセスする手間を省くことができるようになる。

*RSS : Really Simple Syndication、Rich Site Summary

特許庁情報顧客支援局の局長は「OPD サービスの機能が改善したことで韓国人がより簡単に海外での審査情報にアクセスできるようになるだろう」とし「今後も韓国国民と企業のグローバル特許確保戦略を支援できるよう、海外での審査情報の提供を拡大していきたい」と述べた。

2-21 特許庁、「PCT 国際機関指定 20 周年記念行事」を開催

韓国特許庁(2017. 11. 30)

韓国特許庁は12月1日にノホテルアンバサダーホテル(江南)で、韓国がPCT制度の発展に貢献した成果と、進むべき方向を共有する「PCT 国際機関指定 20 周年記念行事」を開催する。

PCT (Patent Cooperation Treaty、特許協力条約) は1978年に発効された国際条約で、韓国は1984年に加盟した。

この条約を通じて出願人は、一回のPCT 国際出願だけで複数の国に特許を同時に出願する恩恵を享受できる。以前は出願人が国家別に特許を出願しなければならなかった。

特にPCT加盟国が韓国、米国、中国など152カ国に上り、韓国企業がほとんどの貿易国で簡単に特許を確保できる。

PCT 国際機関は、出願人が個別国家でPCT 国際出願を審査する前に申請すれば、事前に特許が取得できるかどうかを判断(国際調査)する官庁で、韓国を含む23カ国が指定されている。

*PCT 国際機関(16年): 計23カ国(韓国、米国、中国、日本、EPO、スペイン、スウェーデン、ノルディック、オーストリア、豪州、カナダ、ロシア、ブラジル、イスラエル、エジプト、インド、チリ、トルコ、シンガポール、ウクライナ、ヴィシエグラード)

出願人は、国際調査の結果を活用して個別国家の審査結果を簡単に予測できる。また、PCT 国際機関に指定された国は特許分野の対外信頼度だけでなく、国際調査による収益を生み出すことができる。

韓国は、輸出型経済成長と知的財産権に対する国民の関心が追い風となり、PCT 制度の発展の一軸を担当する国に成長した。

韓国は世界5位のPCT 国際出願国家として位置づけられた。

*PCT への国際出願が多い国(16年): 1位の米国(56,595件)、2位の日本(45,239件)、3位の中国(43,168件)、4位のドイツ(18,315件)、5位の韓国(15,560件)の順

1997年、PCT国際機関に指定された以降、16カ国の国際調査を代行するほど国内外の企業から品質を認められた。特に、アメリカの企業から好評を受けて2008年から米国PCT国際出願件数の27%に当たる14,500件(年平均)を代行している。

*韓国の国際調査代行国：16カ国(米国、豪州、フィリピン、ベトナム、インドネシア、モンゴル、タイ、シンガポール、ニュージーランド、マレーシア、スリランカ、チリ、ペルー、サウジアラビア、メキシコ、コロンビア)

さらに、2009年に韓国語でのPCT国際出願を可能にし、韓国企業の海外出願への負担を軽減した。

今後特許庁は、世界最高の国際調査の品質を提供するため、来年から「PCT協力審査」を施行する。出願人は、日米欧中韓が共同遂行した高品質の国際調査結果の提供を受け、強力な海外特許を確保できる。追加費用は最大730万ウォンまでは無料となる。

*PCT国際調査料：韓国(1,114ドル)、アメリカ(2,080ドル)、日本(1,372ドル)、欧州(2,099ドル)、中国(316ドル)

2-2-2 特許庁、「知的財産未来戦略委員会第2回フォーラム」を開催

韓国特許庁(2017.11.30)

韓国特許庁は11月30日(木曜)午後2時、シェラトンソウルパレス江南ホテル(グラウンドボールルームホール)で「知識財産未来戦略委員会第2回フォーラム」を開催し、医療・バイオ分野における知的財産権法および制度の改善策と、技術の発展に伴う知財権関連の倫理イシューを議論した。

知識財産未来戦略委員会は第4次産業革命時代の知的財産法制度の改善策を模索するために官民の専門家からなっている。今年7月に発足し、10月に人工知能、3Dプリンティングなどの技術分野について第1回フォーラムを開催した。

今回の第2回フォーラムでは、第4次産業革命におけるもう一つの中核技術である医療・バイオ、ロボット分野などに対する現行の知的財産権法制度の現状や問題点、改善策を議論した。

バイオ分野では「医薬品用途発明」(*)の活性化および関連産業の発展に向けた特許審査基準について議論した。これは、現行の医薬品用途発明の特許審査基準が外国に比べ、

やや厳しい側面があるという一部の専門家の意見を考慮したものである。

*医薬物質の薬理効果を明らかにし、当該物質が特定の疾患に医薬としての効能を発揮する、新たな用途を対象とする発明

続いて倫理的感受性の欠如により、安全・セキュリティ上の問題が懸念されるロボット・自動運転車の発明（*）などに対する特許適格性および審査基準づくりの必要性についても議論を行った。

*個人の日常情報を収集・保存する個人秘書ロボット、衝突が予測される状況で運転者と歩行者のどちらかを選択するアルゴリズムを備えた自動運転車など

今年1月、欧州連合が非常時に動作を停止することができる強制終了アルゴリズムであるキルスイッチ（Kill Switch）をロボットに搭載するよう義務づけるなど、海外ではすでに技術開発に伴う倫理問題に対する社会的議論が始まり、これに対する検討が必要な状況である。

特許庁の次長は「今回のフォーラムが第4次産業革命の肯定的な側面以外にも、技術の進歩により生じかねない問題を考えてみる契機になった」とし「産業・技術別の特性と特許業界の競争力、技術革新に伴う社会的問題など、さまざまな側面を考慮した知的財産権制度の改善策を講じる計画だ」と語った。

2-23 特許庁、初心者向け KIPRIS 検索サービスをの実施

韓国特許庁(2017. 11. 30)

韓国特許庁は無料知的財産検索サービスである KIPRIS を通じて知的財産権（特許・実用新案・デザイン・商標）の情報について誰でも簡単に検索できるよう初心者向け検索サービスを12月1日から提供すると発表した。

*KIPRIS：特許庁が保有する国内外の知的財産権に関する情報を誰でも無料で検索・閲覧できる知的財産情報検索サービス

現在のサービスでは、さまざまな検索機能を提供するために画面がやや複雑な構成になっている上、難しい知的財産権の用語などにより、初心者は知的財産権を検索しにくい。ため、利用者の意見を反映してより簡単かつ便利に検索できるようにサービスを改善した。

新しい KIPRIS のホームページは利用者の使い勝手を良くするために、初心者向けと一般利用者向けが分けられている。どちらかを選択すると、次回にも同じページ（初心者向け、一般利用者向け）にアクセスできるようにした。

メイン画面では初心者の目線に合わせ、段階的検索、番号検索、人名検索、文章検索の 4 種を選別して提供する。また、直感的に理解できるサービス名称と案内イメージを使って分かりやすくしただけでなく、知的財産権の用語、選択メニューなどについて説明するフレーズも追加した。

多くの情報を提供して複雑になっていた検索結果の画面は名称、要約、図面など、重要な情報を中心に簡素化し、前段階での検索結果を再確認できるよう、利用者が入れた検索キーワード・検索式を示す検索履歴も提供する。

特許庁情報顧客支援局の局長は「特許庁は知的財産データへのアクセスにおけるハードルを下げるために、KIPRIS をより簡単かつ便利に活用できるように継続的に改善していく」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 特許庁、WIPO と共同で国際商標出願カンファレンスを開催

韓国特許庁 (2017. 11. 16)

韓国特許庁は世界知的所有権機関 (WIPO) と共同で「マドリッド国際商標出願のための国際カンファレンス」を 11 月 21 日と 22 日の二日間、ソウルノボテルアンバサダーホテルで開催すると発表した。このカンファレンスは海外で商標権を簡単かつ便利に獲得しようとする個人や中小・中堅企業を支援するために開かれる。

マドリッド国際商標出願制度は米国や欧州、中国、日本など、マドリッド議定書に加盟する 116 カ国に一つの出願書で商標を出願できる海外商標出願制度である。海外で商標権を獲得する時、個々の国に直接出願するよりマドリッドシステムを利用すれば、手続

きが簡単になるだけでなく、時間や費用も節約できると同時に、各国に散らばっている商標権を体系的かつ効率的に管理することができるというメリットがある。

最近、韓国におけるマドリッド出願件数の推移を見ると、2012年の551件から2013年には11%増の601件となった。2014年には17%増の706件、2015年には40%増の990件となったが、2016年には約5%減の942件と減少傾向にあることが明らかになった。

そこで、韓国におけるマドリッド国際商標出願制度に対する認識を向上させ、広報を充実するためにWIPOと共同で国際カンファレンスを開催すると特許庁関係者は述べた。

今回のカンファレンスでは「マドリッド制度の発展方向」、「企業事例から見たマドリッド制度の戦略的活用」および「国際商標出願時の留意事項」などをテーマに講義と質疑応答の時間を設ける。特に、WIPOマドリッド担当局長やメキシコ特許庁長、南アフリカ共和国特許庁長、ネスレ (Nestlé) の法律顧問など、世界各国の商標専門家がテーマ別の講義は言うまでもなく、パネリストとしても参加することでカンファレンスの参加者は有益な情報を得られるとみられる。

同カンファレンスは同時通訳で行われるため、個人出願人、中小・ベンチャー企業の商標やブランド担当者、弁理士および特許法律事務所の職員など、海外での商標出願に関心がある人なら誰でも参加できる。参加費は無料である。

特許庁商標デザイン審査局の局長は「このカンファレンスは海外における韓国企業の商標権の獲得や保護に大きく役立つだろう」とし「今後、韓国企業がマドリッド制度を積極的に活用できるように輸出する中小・中堅企業を中心にPRを強化していく」と述べた。

4-2 農産物に関する商標出願件数が急増

韓国特許庁 (2017. 11. 28)

農業が企業化し、農産物も工業製品のように規格化された一つの立派な商品として認識されることにより、さまざまな農産物のブランドが登場している中、自治体ごとに農産物「共同ブランド」を開発し、商標を出願していることが分かった。

韓国特許庁によると、2007年から2017年上半期までの各自治体における農産物関連の商標出願件数は計4,340件であった。これは、自治体全体の商標出願件数の15,688件の27.6%に当たる。毎年平均400件以上が出願されており、農産物という一つの品目が占める割合では非常に高いといえる。

内訳を広域自治体別に見ると、全羅南道が 857 件と最も多く出願し、次いで慶尚北道 848 件、江原道 500 件、忠清南道 420 件であった。市郡別に見ると、慶尚北道安東市 170 件、蔚珍郡 112 件、済州市 106 件、全羅南道潭陽郡 104 件の順で農産物の商標を出願した。

このように各自治体が出願した農産物の商標は、多大な費用と労力をかけて自治体が直接商標の開発や出願に取り組んだもので、その多くは所属農民であれば誰でも利用できるようにした「共同ブランド」である。

例えば、慶尚北道の統合果樹ブランド「daily」は、全国シェアが高いプラム、桃、ぶどう、りんごの 4 品目中、品質が優れた上位 50%のみ使用できるように許可し、ブランドのイメージ管理に徹底した「共同ブランド」である。その他、農協中央会のメロンブランド「K-melon」は、全国連合ブランドで、韓国流通市場の 1 位だけでなく、海外市場の開拓にも力を入れ、年間 100 万ドル以上の輸出実績を達成している「共同ブランド」である。

また、金堤の「地平線」は当初「米」ブランドとして商標登録されたもので、次第に他の農産物にも「共同ブランド」として拡大使用されてきた。しかし、今では地域の祭りのブランドにも発展し、金堤市の代表ブランドに位置づけた、特色のある商標である。

このように各自治体が率先して農産物の「共同ブランド」の商標を出願している理由は、専門性が不足している農民が個別にブランドを作り、市場で成功につなげるには現実的に困難であり、ブランドの知名度向上と販路拡大およびマーケティングには「共同ブランド」が適しているためである。

特許庁商標デザイン審査局の局長は、こうした自治体の農産物の「共同ブランド」の商標出願について「今は「農産物のブランド化」、「ブランド化した農産物」が消費者の意識の中に定着しており、今後、質の高い農産物商品を求める消費者のニーズやトレンドの変化の中で、自治体が主導する農産物関連の「共同ブランド」の商標出願件数は増え続けるだろう」と予想した。

4-3 特許庁、「2017 D2B デザインフェア授賞式」を開催

韓国特許庁 (2017. 11. 29)

韓国特許庁と韓国貿易協会が共同主催し、韓国産業デザイナー協会が主管する「2017 D2B (Design to Business) デザインフェア」で清州大学の大学生が大賞 (産業通商資源部

長官賞) 受賞者に選ばれた。

大賞受賞作である「Fun Crib」は使用期間が短いベビーベッドに収納スペースを設けて空間活用度を高めたデザインであり、後で本棚に変えることができ、実用性と創造性の面で高い評価を受けた。

金賞には魚を形象化したスプーン置きである「Fish Rest」、カバー一体型使い捨てカップ「LIDCUP」、「ヨークシャー・プディング用パン型」が選ばれた。

特に、金賞受賞作「Fish Rest」は金属キッチン容器の製造会社「コスティック」とライセンス契約を結んでおり、家庭用家具およびインテリア小物メーカー「カサミア」の本社に入店することが確定された。コスティックの代表は「D2B デザインフェアは企業が必要とする創造的で優れたデザインが発見できる良い機会だった」とし「審美性と実用性が引き立つ「Fish Rest」を今年末までにパッケージ商品として製作して販売する予定だ」と明らかにした。

「D2B デザインフェア」は優秀なデザインを企業に提供し、デザイン権を通じてロイヤリティを確保する差別化された公募展であり、企業に必要なデザインを問題として出題し、審査、授賞、ライセンスまでのあらゆる過程に企業が参加して商品化することが特徴である。

「2017 D2B デザインフェア」には 5,569 点が出品され、厳正な審査を経て 44 点の優秀なデザインが受賞作に選ばれた。受賞作はすべて特許庁にデザイン出願を終え、そのうち 6 点は特許庁でデザイン権を獲得した。

特に、企業が事業化を目指している受賞作 7 点中 5 点はすでにライセンス契約を締結しており、残りの 2 点も契約締結を控えている。

授賞式は 11 月 30 日 (木曜)、オークウッドプレミアコエックスセンターで開催される。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム